

判例研究

三者間の循環取引において請負の契約解除を理由とする前払金返還請求権が排斥された事例

栗原由紀子

名古屋高裁平成二二年二月七日判決（平成十二年（ホ）第六一六号、前払請負工事代金返還請求控訴事件） 金融
・商事判例一一二二号二八頁

〔参照条文〕 民法六四一条、民法七〇三条

【事実】 平成九年一月、訴外A土木請負会社は資金繰りに窮し、X商社（原告・控訴人）およびY土木請負会社（被告・被控訴人）に資金的援助を要請する計画を立て、同月一四日にXおよびYに融資を依頼した。当初、Xは難色を示したが、訴外Eの協力を得られるという条件でAへの金融に協力することにし、Yは、Xとの介入取引形態であれば協力してもよいと回答した。Xはその当時、Aが倒産するとAに対する債権回収が困難になることから、Aに金融を受けさせる必要があった。

同月一七日、XとAは、Aが訴外B、CおよびDから受注した本件工事等（Bから受注した本件工事の他、C、Dから受注した工事二件を含む）について、とりあえず、AからXへと発注する形を採り、更に一七日付でXからYへ本件工事等を発注した（以下、これを本件契約という）。AからXへの各注文書、ならびにXからYへの各注

文書も、その時、A・X間で作成された。

同月二〇日、YはAによってXからY宛の同月一七日付右各注文書をわたされたので、同月二〇日付でYからX宛の各注文請書を作成し、Aを介してXに交付した。他方、Yは同月二〇日、Aへの各注文書を作成・交付し、本件工事等を発注した。Aも二〇日にYに対して注文請書を作成・交付した。

翌日、Yは、XからYへの一七日付注文書を信頼して、Aに対し合計金額一億九一七一万円のY手形七通を振出交付した。AはY手形七通を割り引いて、同年一月下旬の手形決済資金として使用した。

ところが、同月二三日、Xは、訴外Eの協力では本件取引に應じられない旨Aに述べ、同月二九日にYが、Xに、前記各注文書(XからY宛の同月一七日付各注文書)に従い約束手形を振り出すように要求したのに対し、Xは同月末日になっても右手形を振り出し交付しなかった。そのため、A・YとXが折衝した結果、Xは同年三月三日、右各注文書記載通りの約束手形を振り出すことを決定した。

同年三月一〇日、二〇日、XはYに各注文書記載の一億九六六八万円の約束手形二通を振出交付し、各支払期日に決済した。YはXが決済した本件各手形で、Aに振り出していた手形を決済した。AはXに対し本件循環取引の金融決済として支払期日を同年五月ないし七月末日とする約束手形を振出交付した。

その他、裁判所の認定事実として、①X・Yが介入することになった請負契約の対象物件は、Yが関与することなく、XとAが決定したということ、②Xは本件各手形を振り出す前にAに右請負工事等に関する受注計画書を作成させ、Yに対しても各工事の請求書記載方法について指示している、といったことが挙げられる。

しかし、その後、Aは本件工事について着工する気配なく、ついに、同年一月一日、事実上倒産し、自己破産を申し立てた。また、AはBから請け負った本件工事を施工していないので、Bからの請負代金を受けることが出来ず、そのため、XもAから振出し交付を受けた手形金の支払を受けられなかった。

そこで、Xは、主位的請求として、Aの倒産によりYが本件契約を履行することが不能になったことを理由にして民法六四一条による契約解除と、それに伴う原状回復として前払いした代金の返還請求を、予備的請求として、本件契約はA・B間の請負契約と一体不可分であり、その原因となった右A・B間の請負契約が解消されたことにより本件契約の原因関係が消滅したことを理由に、XからYへ交付された本件契約代金に対する不当利得返還請求を主張した。

これに対して、Yは、まず代金返還請求について、本件契約はXがAに金融を得させる目的でなされたものであり、実質は請負契約ではなく、したがって本件契約によつてはAに金融を得させる目的が達成されている以上、本件契約が請負契約の形態を採っていることを理由に民法六四一条の解除をすることは許されないと抗弁し、さらに不当利得返還請求について、本件契約とA・B間の契約は一体不可分とは言えないので、本件契約の原因を欠くとは言えないと、抗弁した。

一審判決(名古屋地判平成二二年五月三十一日)⁽¹⁾は、本件契約の性質について、請負契約の内容を有するものではないが、これを実質的にみた場合には、Aに金融を供与することを目的とした循環取引の一環と認めた。したがって、民法六四一条に基づく解除の可否については、本件契約において、(本件工事の)請負契約という法形式を採用することに合意していたとしても、融資目的である本件契約の締結を主導したXには、すでにAに対する融資を履行したYに対し、契約の形式上の目的とされた工事が施工されないことを理由として民法六四一条による契約解除権が生じることはないとして、Xの主張を排斥した。

次に、本件契約の原因となったA・B間の請負契約の解消による本件前払金の不当利得返還請求の成否については、A・B間の請負契約は本件契約とは別個のものであり、本件契約と不可分一体であるとする特段の事情を認めることは出来ないとして、Xの主張は認められなかった。したがって、Xの請求は棄却されたので、Xはさらに控訴

した。

【判旨】

控訴棄却（確定）

1、本件契約の成立時期

本件契約（X・Y間の請負契約）が成立したのは平成九年一月二〇日である。

2、本件契約の性質について

「……いわゆる循環取引の一環であると認められる。また、（XはYとの間で実質的な請負契約を締結し、その契約に基づいて右工事代金を前払いしたと主張したことについて）……X、Y及びAの三者間では、単に注文書、注文書を取り交わすことにより、それぞれ各工事代金に相当する約束手形を振出し交付してAに金融を供与することが目的とされていたに過ぎないものであるから、XがYとの間で、（本件工事）を実際に施工するという内容の実質的な請負契約を締結し、……Yに対し右工事代金を前払いしたものであるという主張は認めることは出来ない。」

3、民法六四一条に基づく解除の可否について

「……本件循環取引に介入したXおよびYは（本件工事に関する作業を）一切予定しておらず、Aに融資する目的で、約束手形を交付する原因としてX、Y、Aの三者間において循環した請負契約の形式を採ることにしたものであり、……この間の事情は、右三者とも了知していた。……本件契約の目的がAに金融の利益を供与することであったことからすれば、XからYへ、YからAへそれぞれ振出された各約束手形がいずれも割引、決済されたことにより、Aに対し金融が供与されているのであるから、本件契約の目的はすでに達成されているということが出来る。」

Aが（本件工事を）施工したか否かは、Aが予定通りXおよびYから受けた金融供与に対しその決済を履行するか否かにかかるといえるものであったに過ぎず、請負契約の内容である（本件工事の）施工の有無が本件契約の本質的な要素になるといえることは出来ないといえるべきである。したがって、たとえ（X・Y間で）請負契約という法形式を採用することが合意されたとしても……（Xには）本件契約に基づいて、すでにAに対する金融の供与について決済を履行したYに対して、本件契約の形式上の目的とされた工事が施工されないことを理由として民法六四一条による契約解除権が生じることはない」と解するのが相当である。」

4、不当利得の成否について

これについて本判決は、下記の第一審判決を引用した。

「……原被告が本件契約を締結した目的は、XからY、YからAにそれぞれ各約束手形を振出して、Aに金融を供与することであり、その方法として、請負契約の形式を採ったものである。……XはAに融資を履行するため、本件各手形をYに振出したものであるから、本件各手形の原因関係が不存在であると認めることは出来ない。

Xは、本件契約と不可分一体であるA・B間の請負契約が解消されたことから本件契約における手形振出し行為の原因関係も解消されたと主張する。……しかし、Bは本件循環取引の当事者ではなく、AとBの右請負契約は本件契約とは別個のものとして認めることが出来る。その他、BとA間の右請負契約が、本件契約と不可分一体であると認める特段の事情を認めることは出来ない。」

【評釈】 一 まず、本判決の趣旨を概観してみよう。本判決は、本件契約の性質について、法形式上は請負契約となっているが、実質はXとYによるAに対する融資目的の循環取引であると認定し、請負が目的ではないと明言した。ゆえに、民法六四一条に基づく解除の可否については、本件契約目的は達成されているとして、Xの解除権

主張を否定した。次に、不当利得の成否については、確かに、本件契約締結はBの発注をきっかけになされたものであるが、請負内容が、本件契約の目的ではないし、AB間は当該循環取引の一環とはいえないとして（AB間の契約は実質的にも請負契約であろう）、本件契約と不可分一体ではないと判示、原因関係不存在とはいえないとした。

ここで注目すべきことは、本判決が法形式よりも契約内容の中味を重視し、循環取引という実体を踏まえて「当事者の意思」によって本件契約の性質を融資契約と判断した点である。これは、従来の裁判例等による循環取引の解釈と一線を画するものであり、このように判断した根拠について考察する意義を有すると考える。

本件で問題となっているような取引は、実務上、「循環取引」または「環状取引」と称せられている。つまり、ある商品（特定物か種類物かを問わず、その存在すら問題にならない）に関し、当初売主となった事業者から、何社かの中間業者間を順次転売され、最終的には当初売主が最終買主となって収束する取引であり、これは、介入取引・つけ売買の一種とされる。しかしながら、これらの用語はいわゆる法律用語ではなく、取引上（とりわけ商仲間取引上）用いられる便宜的な用語である。⁽⁴⁾

例えば、甲―丙間のすでに成立したある商品の売買契約に、乙（一般に資金力ある一流商社）が介入し甲の商品を買い上げて丙に転売するという取引がある。このとき、甲は丙よりも早く確実な乙手形を取得し、一方、乙は勞せずして転売の差益を受けることができる。しかし、その商品自体は、甲から直接丙に移転する。こういった取引を、介入取引・つけ売買と称す。

このような取引形態から、さらに、甲↓乙↓丙↓甲と取引が収束するのが循環取引である。当初売主兼最終買主である甲が、中間売主である乙からの資金融資を目的としている点、及び乙と丙は転売差益を受け得る点などは、介入取引・つけ売買と同様であるが、結局、商品は甲をまったく動くことはない点が、介入取引・つけ売買とは異

なる。

したがって、循環取引では、乙ないし丙への目的物の現実の引渡しは経済上無意味であるため、中間買主（丙）は、中間売主（乙）の目的物未引渡を理由に、契約解除や目的物引渡との同時履行の抗弁を主張できるかという問題が生じるのである。つまり、循環取引は、その実体は当初売主（甲）に対する乙の融資であり、このような経済的動機にもかかわらず売買契約という法形式をとるため、資金力の弱い当初売主であり最終買主である甲が倒産してしまった時、商品または代金を確保できなかった中間介入者（乙ないし丙）の損害の回収を巡って争いになる。

本件でも、訴外Aが訴外Bから請け負った本件工事について、AがXに工事発注のかたちをとり、XからYに工事を発注し、YはAに工事を発注するという循環取引が成立しているが、その実体はXYによるAに対する金融の供与であった。その後、AはXに、XはYに、YはAにそれぞれ約束手形を振出し、X、Yはそれぞれ支払期日に決済したが、Aが自己破産し本件工事に着工できなかったためBからの請負代金が得られず、AはXに対して手形決済できなくなった。そこで、XはYに対し手形金返還請求をしたのである。

循環取引の諸事例では、本件のごとく、最初の受注者等が倒産して手形決済等が為されなかった場合、そのリスク（代金未回収等）を、誰が負うべきなのか、ということが争われることが多い。すなわち、循環取引は、書類上の取引に過ぎず、一応法形式上は整っているとしても（主に売買であるのが一般的であるが、本件では請負）、その実体は、法形式上要請される目的とは異なる融資目的であることが大半であり、取引構造的には中間売主や中間買主が現実の引渡に全く関与していないことから、彼らが予期しない損害を被るのでそのリスク配分が問題となるのである。

このような問題を解決するために、循環取引を巡る諸事例においては、当該介入取引の契約の性質や用いられた法形式（契約）の有効性、および法形式上の当事者義務の有無、具体的には、目的物引渡し義務がある中間売主

(乙)に対して、中間買主(丙)は、その不履行を理由とする契約解除および同時履行の抗弁主張でもって、代金支払を拒めるか、などが争われることとなる。

そこで以下では、循環取引という法的に不明確な取引形態について、法形式を重視して扱うべきか、あるいは実質的内容である融資契約として扱うべきなのかという観点から、裁判例・学説における循環取引に対する評価及び中間売主・中間買主間の利益調整を踏まえることにより、本判決の意義・問題点などを検討していく。

二 循環取引をめぐる裁判例⁽⁵⁾を、その争点ごとに分類しそれぞれ検討を試みることによつて、全体的な裁判例の流れを概観したい。

1 裁判例

(一) 目的物引渡欠缺事例

目的物引渡欠缺による解除や同時履行の抗弁の是非に関する裁判例について検討してみると、これは、循環取引問題の主流をなすものといえる。事案の多くは、代金請求する中間売主に対して中間買主が目的物の引渡がなかったことを理由に当該契約の解除等を主張している。すなわち、ここでは、循環取引上の契約の性質が売買であることについて、中間売主と中間買主に争いはなく、もつぱら、売買上のリスク配分が問題となっている。

いずれの裁判例も当該取引を循環取引であると認定した上で、さらに、売買契約という法形式を重視し、一応売買と認め、これに即して解釈した。つまり、中間売主に通常の売買と同様の義務を認め、中間買主に「中間売主の目的物引渡欠缺」を理由とした契約解除および同時履行の抗弁の主張を認めながらも、いずれの判例もその行使援用については信義則違反等の法理を用いてこれを排斥した。しかし、買主の主張排斥の理由づけには各裁判例とも若干の違いがみられた。

裁判例は、大別すると、契約履行すなわち目的物引渡はあったとの判断が下されたもの〔①②③④⑤〕、目的物引渡はなかったあるいは不明であると判断されたもの（目的物引渡有無が重視されない判断）〔⑥⑩〕になる。

前者の判断のように、引渡があったと認定されれば、当然、契約解除等は認められない。しかし、この引渡認定の要件も裁判例によって様々である。例えば、①東京地判昭和四四年四月一六日では、最後の中間売主から最終買主に対して売渡す旨の売買契約が成立した時点で、引渡が履行されたのと同視しうる状態になったものと解すべきである、というし、②大阪地判昭和五九年九月二七日では、取引が環状に収束するものであることの認識を前提として、各売買契約締結がなされ、かつその環状売買取引に関して最終買主が中間者に目的物受領の意思表示をしたときに、すべての当事者の目的物の引渡が完了したと同視すべきである、とする。同様に、環状取引であったという認識の有無を検討した上で、書類等の交付をもって目的物引渡とみなす合意の有無や、各段階の売買契約がすべて締結されていたかどうかで、当該目的物引渡があった否かの判断を下したものに、③大阪地判平成八年九月二日と④大阪高判平成一〇年二月三日（③判決の控訴審）がある。また、⑤東京地判平成二年八月二八日は円環状の取引を構成する売買契約においては、中間当事者も現実の引渡を重要視していないはずだから、引渡義務は円環が成立した時点で消滅すると解され、円環を形成した時点で最後の売買契約において目的物の引渡がなされたのと同じ経済的法的状態が成立しているとする。

一方、目的物引渡の有無を問わずに買主の主張を排斥した裁判例に、例えば、⑥東京地判平成五年三月二二日が挙げられる。⑥判決は、「目的物の引渡を求め、その不履行を理由に契約解除を行うことも理由がないではない」としながらも、⁽⁷⁾「被告の認識としていゆる介入売買を行うものであり、金融取引としての意義しか有していないこと等の事情に鑑みれば、その不履行を理由に本件売買を解除するのは信義則に反し許されない」と判示した。すなわち、売買という法形式を尊重しつつ、その実質は融資（金融取引）であるということに着目した判断をしたの

である。

このように目的物引渡欠缺事例では、環状取引を実際に物が環流せずとも通常の売買と同様に処理し、主に当事者の認識レベルで引渡の有無を擬制する判断と、売買としての法形式を認めつつも融資目的ということを重視した判断とがあるが、いずれの場合も、買主の契約解除や同時履行の抗弁の主張は排斥されているのが特徴である。

(2) 契約の性質が争われた事例

循環取引を構成する契約の性質(すなわち、法形式上の売買とみるか、実体としての融資契約とみるか)が争点となつた事例は、消滅時効に関する事例〔⑦⑧〕と、融通手形に関連した事例〔⑨〕とが存在する。

二年の短期消滅時効の援用の是非により、正面から契約の性質を「売買」と判断をした裁判例が、⑦東京地判平成四年七月三〇日、⑧東京地判平成八年七月一日である。両裁判例とも、売買契約が円環を形成した中での当事者間の争いであるが、目的物の引渡ないまま、中間売主が中間買主に対し代金支払請求したところ、中間買主が反訴として、民法一七三条一号の二年の短期消滅時効の援用を主張したものである。⑦判決は、石油の業者間転売取引において売買が円環状を形成する場合にはしばしば処理される「オーダー整理」⁽⁹⁾金の性質を検討し、それを売買代金そのものであると判示し、短期消滅時効の援用を認めた。一方、⑧判決は、中間買主の二年の消滅時効援用の主張に対して、中間売主により「当該契約の実質は消費貸借契約であり、消滅時効期間は五年である」との再抗弁がなされた。裁判所は、契約の売買契約性につき「典型契約としての売買と解するには違和感あるものの、……」との留保をつけながらも、一応、これを売買であると認定し、二年の消滅時効に服すると解した(但し、⑧判決は中間買主の消滅時効の援用は信義則に反するとして認めなかった)。

⑨東京高判平成一年八月三〇日は、約束手形決済の製作物供給契約につき、当該各手形が融通手形であり、手形授受の原因関係は実質的に不存在か否かが争われた事例である。⑨判決は、中間売主と中間買主間に現実の目的

物の移動がなかったからといって、当該各取引が存在しなかったということではできないとして、当該各手形は融通手形であるとの中間買主の主張を退けた。つまり、裁判所は、当該取引の性質を製作請負ないし売買と認定し、当該各手形には原因関係が存在しているとしたのである。

(3) 契約有効性が争われた事例

目的物不存在等を理由として契約有効性（錯誤無効・原始的不能等）が争われた裁判例として、⑩東京地判平成元年一月三〇日、⑪東京地判平成二年五月二二日などが挙げられる。¹⁰ いずれも、取引の円環を形成する関係者の倒産等を契機に円環が崩れたとき、中間買主が、目的物不存在による原始的不能や錯誤を理由に売買契約の無効を主張し、中間売主の売買代金請求を拒絶した事件である。

循環取引や介入取引等は、取引の過程で目的物そのものの移転（荷渡）を伴うことがなく、多くは、納品書や物品受領書等の書面上の処理だけで済まされる。特に、当初売主と最終買主が一致する循環取引では、目的物がまったく動かない場合も考えられる。このような事情から、⑩⑪判決等は中間買主が目的物不存在による無効を理由に当該売買代金債務の不存在確認を求めたものである。循環取引での各取引は、そもそも物の流れがないことを前提とした契約であること、および、取引が円環を形成した時点で、円環を形成するすべての当事者間で目的物の引渡を完了したと同視しうる状態になったと解しうるということから、裁判所は、中間買主の無効主張は理由がないとして、反訴として提訴された中間売主の売買代金支払請求を認容し、中間買主の請求を棄却した。

また、前記③④⑥判決は、当該取引が環状取引の一部であったことにつき、中間買主が意思表示に要素の錯誤があったと主張するものであるが、③判決では、買主は環状取引であることを知らなかったと認定し錯誤主張を認め、④⑥判決では、買主の取引対応から目的物の実際の流通を重視していない、あるいは環状取引であることを知らない者の態度としては不自然であるとして錯誤無効を認めなかった。

(4) まとめ

さて、全体を概観してみると、裁判例で問題となつた事例は、目的物が引き渡されることのない、いわば、空荷事件というべきものであつた。実質的に金融を供与された当初売主であり最終買主である者の倒産により、目的物の引き渡さないまま中間売主から代金請求された中間買主が、中間売主としての責任を追及するという形が多い〔①②③④⑤⑥⑩⑪〕。特に、契約の性質や有効性が争われた事例ではその性質決定そのものが、中間売主・中間買主どちらが取引の危険を負うかの決定に直接かかわる問題となる〔⑦⑧〕。

裁判例の流れは、循環取引の法形式を重視しもっぱら売買と認め、これに即して解釈し、売主にも通常の売買と同様の義務を認めるのだが、循環取引の特性（オーダー整理など）や実質内容を考慮し不合理な部分は信義則を援用することで買主の主張を封じることが多い〔②③④⑥⑧⑩〕。これは、循環取引を含む一連の介入取引事例は、一般に、売買ないし請負といった実質的契約関係が存在しない架空のものであり、実体は、資金融資関係として把握すべき事実関係であることから、裁判所も、ひとまず、法形式を尊重しなければと思いつつも、そうした事実関係を無視できないからではないかと思われる。

ゆえに、契約の性質が直接の争点ではなかつた目的物欠缺事例においてさえも、裁判所は金融取引であることに着目し、信義則違反として買主の請求を退ける〔⑥〕。また、目的物欠缺事例は、その他の事例と違い、売買であることを前提に各当事者の主張がなされている〔①②③④⑤⑥〕。つまり、この事例で問題となっているのは、売買上の当事者のリスク配分の問題であると考えられるのだが、ここでも、金融取引に着目した判断がなされ、信義則違反によって買主の主張が排斥されるのは、実体を無視できない裁判所の認識があるからだろう。さらに、取引が環状であるとの認識の有無を目的物引渡しの要件とし、中間介入者間を現実に目的物が還流してないにもかかわらず、引渡を擬制する判断もまた、融資目的という当事者の実質的意思を解釈した結果だといえる。

2 学説状況

循環取引そのものに触れる文献は少ない。しかし、介入取引に関しては、商社の立場から諸事例を分析したものが若干存在する。そこでは、もっぱら介入取引の契約の性質に関する議論がなされている。先駆的論文は、介入取引・つけ売買につき「売買・請負介入か金融介入かの区別は、もっぱら介入者の介入目的、ひいては各当事者の介入取引に対する意思解釈にかかるべきである」とし、ほとんどの後続論文がこれに立脚する。また、法形式を重視しつつ経済的実体を考慮した判断をする裁判所の態度に対しては、見解の対立が見られる。従来の裁判例の態度に肯定的な見解もあるが、つけ売買の売主はリース契約の場合の賃貸人と実質上差異なく、売主とは形式上の呼称であって実質は純然たる融資者であるとして、解除権等の濫用で事件の解決を図るのに反対する見解⁽¹⁴⁾、および、「つけ売買が当初より目的物の授受を予定していない、いわゆる空売りの場合には、関係当事者が合意に達しているとしても、売買の基本となる給付がなされない以上は売買仮想取引であり、真正な売買として扱われるべきではない⁽¹⁵⁾」といった見解のように、裁判所の法形式重視の態度には批判が多いようである⁽¹⁶⁾。

循環取引での契約の性質に関する学説としては、介入取引を、「初めの発注者のための資金融通の関係（多くの場合、融通手形ないし請負前渡金の法律関係）」として把握すべき事実関係⁽¹⁷⁾であり、従来の裁判例の態度は動産の物権変動について意思主義を取る民法の態度に引きずられていたとした上で、「環状取引ないし介入取引に関連して手形が授受されている限りは、売買契約の存在を前提とした契約解除や同時履行の抗弁の許否の問題としてではなく、当事者間の融通契約の解釈の問題として取り扱われるべき」と論ずるものがある⁽¹⁷⁾。

循環取引における契約有効性について論じた学説は少ないが、介入取引事例について、当事者間に目的物移転の意思がなく、介入者がその意思のないことにつき悪意であれば、これは三当事者間で行われる売買仮装の通謀虚偽表示であると解され、売買契約は無効となるといふ論者があり、ここでは、目的物が還流しない循環取引にも場合

よつては虚偽表示の問題が起こりうることが示唆されている。⁽¹⁸⁾

また、介入取引・循環取引を多数当事者による「複合契約関係」として捉えることの重要性を指摘するものがある。⁽¹⁹⁾ つまり、同一目的の実現に向けて複数の契約が有機的に結合している場合の契約連鎖を、個々の契約に分離して論ずるのではなく、これらの多数当事者による「複合契約関係」を単一の取引関係として捉えながら、取引関係を構築する主体相互間において、個別合意の相手方を超えた直接の履行請求ないし契約責任の追及や抗弁の対抗につき、当事者性を認める構成への模索をしようというのである。しかし、論者によれば、こうした方向を志向する場合は、かかる取引をあくまで「複数の契約結合」とみるか、さらに進めて、端的に一個の「三面契約ないし多角契約」と構成するかが、なお課題であるといわれる。

三 従来の裁判例と比較した時、本判決の意義は、二契約の目的と契約性質に関する判断が法形式を重視するそれまでの裁判例とは一線を画する点に、存在する。すなわち、本判決は、循環取引の一環である本件契約についてXとYが採用した法形式（請負契約）にとらわれることなく、実質的な契約目的（Aに対する融資）とそれに即した契約の性質を認定したのである。

従来の裁判例は、循環取引の一環である契約（そのほとんどは売買契約であるが）について、まず、その法形式を重視し、売買契約であれば、これを売買と認めた。つまり、売主に通常の売買と同様の義務、すなわち、目的物引渡義務等を認めたいうえで、金融取引の側面を考慮して、信義則等の法理で利害を調整したのである。

本判決が、従来の裁判例の理論構成を踏襲していたならば、本件契約でも一応、請負契約に関するYの当該工事施工の義務等の存在が認められた可能性がある。（もつとも、本件でもやはり信義則等による利害調整の結果、Xの請求は棄却されていたと思われる）。

しかし、本判決は、この点、本件契約を請負契約そのものと認定せず、Yの工事施行義務の存在も認めなかった。つまり、請負契約という法形式にとらわれることなく、その実質的目的といえる「訴外Aに対する融資」を契約目的と正面から認め、その目的は達成されていると見るのが、「当事者の意思に合致するもの」であるとして、Xの契約解除請求および代金返還請求を退けたのである。

それに対して、従来の裁判例は、法形式を尊重した判断をしつつ、実質的目的である融資目的を加味するため、目的物引渡の擬制や信義則違反を用いており、中間売主の責任を回避することが多いのは前述のとおりである。確かに、金融取引の側面を考慮した結果であり、実体に即した結論を導いているとはいえ、いささか、技巧的にすぎると考える。「物品受領書や伝票があれば反証ない限り契約関係を認定している従来の判例は、動産の物権変動についての意思主義をとる民法の態度にひきずられているといえる」という学説の指摘²⁰ももつともであろう。

本判決は代金支払請求者の権利等が保護されたという結論だけ見ると、従来の裁判例との違いはない。しかし、循環取引上の一環たる契約が、法形式上、如何なる典型契約として整えたとしても、そのような個別契約の外形にとられることなく、循環取引全体の実体に即して「融資目的契約（あるいは、信用供与契約）」としての結論を導いたことに鑑みれば、本判決は、従来の裁判例の流れから一歩踏み込んだ判決であるといえよう。

しかしながら、なぜ、本判決が従来の裁判例と違う判断を導いたかを考えねばなるまい。まず、大半の裁判例が売買契約であるのに対し、本件は請負契約が問題となっていた点に違いがある。売買契約では、現に（書類上の存在である場合が多いとしても）目的物が存在しており、円環の完結による目的物引渡擬制等を用いて、法形式を認定する要件が一応整うが、請負契約では目的物そのものではなく本件工事の着工もされていなかったため、円環完成による当事者間の契約意思を擬制し難い。ゆえに、法形式より実質的目的である融資を重視しやすかったのではないかと考える。

次に、本件でXが主張する「注文者からの解除権」は請負契約特有のもので、確かに仕事を完成せざるときはいつでも注文者は解除でき、売買契約における解除請求権とは趣が異なる（但し、代金支払義務者からの解除請求という点で違いはない）。しかし本件Xは、事実認定によれば、Aの資金関係に積極的に関与している者であり、本件循環取引はXが「主導的に」Aに「金銭を供与させる意図で成立」させたと判断されている。このような「Xの主導性」判断によつてXは、請負契約の注文者というよりむしろ融資契約の融資者と判断されたのではないかと考へる。従来の裁判例では、中間売主や中間買主の循環取引形成に対する主導性を考慮したものはないが、本判決は、循環取引形成につき主導性を発揮したXの存在が、融資目的認定の要素となつていゝと見ることができ。つまり、Xのこのような主導性が認定されなければ、本判決もまた、従来の裁判例と同様、法形式上の契約目的が重視された可能性がある。

そこで、この「Xの主導性」について、本判決をもう少し詳しく見てみよう。

まず、本判決の「Xの主導性」は、XY間の本件契約締結に対する主導性ではなく、Aに金銭を供与させる意図での循環取引形成に対する主導性を意味していると思われる。金銭供与意図の主導性を有する者が形式的契約適用を主張することは、当事者意思の解釈から、信義則上、許されないだろう。したがつて、多数の中間介入者によつて形成された循環取引事例での、介入の主たる目的が「転売等による差益」⁽²⁾であるような中間売主や中間買主からの法形式遵守の主張は、本判決の理論からは、なお認められる余地があると考へる。すなわち、「Xの主導性」の認定は、本件循環取引およびその一環たる本件契約の契約目的（Aに対する融資）をより明確にする役割を果たしたのではなからうか。

次に、Xの循環取引形成への主導性を認めた諸要素を本判決から抽出してみる。第一に本件各注文書作成への関与、第二に各注文書付与によるYに対する信頼惹起、第三にAへの指導性・関与性、第四に循環取引を形成させる

べきX本人の必要性（認定事実によれば、Xは当時Aに対して約一億円の債権を有していたので、Aの倒産を回避する必要がある）などが挙げられよう。すなわち、Xは、本件循環取引の形成には欠かすことのできぬ関与をしていることが認められる。それに対し、Yは、認定事実からは、本件循環取引への参入に意欲的であるようにも見られるが、循環取引形成への関与につき主導を果たしているとは言いがたい。つまり、本判決の理論上、「主導性」とは、循環取引の「形成に欠くべからざる」関与を果たす者に認められるものと言えよう。

以上のように、本判決には、請負ということ従来裁判例とは比較しづらい部分もあり、Xの態様にあらゆる循環取引事例に当てはめ難い部分があるので、融資目的を本件契約の目的とし、法形式（請負契約）を認めなかった本判決の理論を循環取引一般に当てはめるには、なお、検討が必要である。

しかし、採用される法形式が売買か請負かによつて、循環取引の契約性質を区別するべきではないと考える。つまり、いずれの法形式を採用したとしても、循環取引や介入取引事例では、売買契約や請負契約の存在を前提にした契約解除や同時履行の抗弁の許否の問題としてはなく、やはり、その当事者関係の实体に即した、融資契約の解釈問題として取扱うべきであろう。なぜなら、循環取引では、事実上、目的物が当初売主のもとを動かさない点に鑑みれば、通常の売買や請負のごとく二者間だけの問題とみなすのではなく、循環取引に関与した全ての者を取り込む一つの取引関係とみなすべきであるし、その取引目的を検討してこそ、真に实体に即した判断が可能になると考えるからである。例えば、本件三者間取引は、 $A \rightarrow X \rightarrow Y \rightarrow A$ と順次収束していく取引関係とみなすのではなく、「Aへの金融供与」という実質的目的を考慮して、XYとAとの金銭消費貸借契約と構成することもまた可能ではなからうか。この場合、XYのAに対する貸金債権は分割可能であるので、XYは平等の割合をもつて債権を有することとなり（民法四二七条）、XはYの得た利益に対して自身の持分を主張することが出来よう。

無論、このような構成があらゆる循環取引事例に当てはまるとは考えない。しかしながら、個別の法形式にとら

われない判断が循環取引にとつては有用であると考⁽²³⁾える。そして、法律行為の解釈においては「当該の法律行為によつて当事者の達成しようとした経済的または社会的目的を捉え、法律行為の全内容をこの目的に適合するように解釈することが第一の標準⁽²⁴⁾」であるとすれば、循環取引は、それを構成する法形式の遵守に固執せず、循環を形成する当事者の目的に応じた契約関係の構築を検討すべきであると考⁽²⁵⁾える。

また、外形的法形式にとられない当事者の意思解釈による判断は、取引の安全に抵触する可能性もあるだろう。従来の裁判例が、実質的目的をにらみつつも、原則として法形式を採用し、信義則違反等で利害調整を図るのは、循環取引の存在を不知および認識していなかった当事者や、あるいは取引に介入していない第三者等が不測の損害を被らないためには必要といえるかもしれない。しかし循環取引は、その大半が、商社間取引すなわち、当該取引に熟達した者同士の取引であることを考⁽²⁶⁾えると、事業者間取引に限定してではあるが、このような取引のリスク回避のための注意義務があるのでないだろうか。学説上も、形式が売買であることに幻惑され、介入者の介入形態の確認や目的物の確認をなおざりにする実務への戒めを説くものがある⁽²⁵⁾。

したがって、本判決の「当事者の合理的意思解釈」は、妥当な判断であったといえよう。

(1) 金融・商事判例一二二一号三四頁

また、本件一審判決には、以下の判例評釈が存在する。武川幸嗣「実質が融資目的にある循環取引としての請負契約の解除と前払金返還請求の可否」私法判例リマックス二四号五一頁(二〇〇二)

(2) 稲田和也「環状取引をめぐる法的问题」判例タイムス九六〇号六二頁(一九九八) 以下参照

(3) この定義についてはしばしば以下の判決文が引用される。「すでに成立した売買契約の売主と買主との間に、主に売主の要請で一流商社が介入し、商品は当初の売買契約どおり売主から直接買主に引き渡すか、取引の形態としては、商社が売主から売買の目的となった商品をいったん買い上げてこれを買主に転売する形式をとるものであって、これによ

り売主としては買主の手形よりも支払期日が早くしかも割引を受けやすい一流商社の手形を取得して資金繰りの便宜を得、他方商社としては勞せずして口銭を得る等の利益を受けることになる（大阪地判昭和四七年三月二七日 判例時報六八四号七六頁）

(4) したがって、ここにいる「介入」は商法上規定される介入権と混同してはならない。

(5) 本稿で検討する裁判例は以下のとおりである。

- ① 東京地判昭和五四年四月一六日（判例時報九四五号一一〇頁）
- ② 大阪地判昭和五九年九月二七日（判例時報一一七四号一〇五頁）
- ③ 大阪地判平成八年九月二日（判例時報一五九九号一一四頁）
- ④ 大阪高判平成一〇年二月三日（判例時報一六八八号四二頁）
- ⑤ 東京地判平成二年八月二八日（金融・商事判例八七三号三六頁）
- ⑥ 東京地判平成五年三月二日（判例タイムス八四五号二六〇頁）
- ⑦ 東京地判平成四年七月三〇日（判例時報一四七七号六五頁）
- ⑧ 東京地判平成八年七月一日（判例時報一五九八号一一二頁）
- ⑨ 東京高判平成一年八月三〇日（金融・商事判例一〇八三号二〇頁）
- ⑩ 東京地判平成元年一月三〇日（判例タイムス七一四号二〇一頁）
- ⑪ 東京地判平成二年五月二日（判例時報一三八八号五八頁）

(6) 訴訟経過は以下のとおりである。

事実関係は、XはYとの間で繊維織物生地に関する売買契約を締結し、その契約に基づいて売買代金の支払を求めたが、実際はA↓X↓Y↓B↓C↓Aと順次売り渡す目的商品が存在しない架空取引であることが分かったことにより、錯誤無効である旨を、及びXにより目的商品の引渡がなされないことにより本件売買契約が解除した旨を主張した。原審③は、Xの請求を認容した。すなわち、C A間の売買取引の成立を認めることは出来ず、また、YのXへの受取書等の交付によって目的商品の引渡があったとしてもできず、Xより目的物の引渡が無いことによりYによる解除を認めた。

なお、傍論で、「(環状取引として) 実際には、売買の目的物は現実に引き渡されることはなく、商品の受領書等の書

類の交付によって引き渡されたものとされるのが通常であるとしても、売買という法形式をとる以上、売主は買主に對して当該目的物を引き渡すべき義務を負うことはいうまでもない」が、売買当事者が、環状取引であるということを知った上で売買契約を締結した時など、単に書類上の交付等をもって目的物の引渡とみなす旨の合意があると認められる場合には現実の引渡がなくとも引渡債務を履行したことになり、また、環状取引であることを知らなかったとしても、実際には目的物の現実の引渡を確認していないのに、引渡を受けたものとして目的物の受領書等を売主に交付し、そのため売主において以後買主が目的物の引渡を受けていないものと信頼し、それを前提として、その前売主に対して代金を支払うなどの新たな行為を行った場合、または最初の売主を買主とする売買契約まで各段階の売買契約すべてが締結され、それによって全当事者間で目的物が順次引き渡されたのと同一の結果が実現した時などには、信義則上目的物が無いことを主張出来ないとした。

しかし、控訴審④は「……Yの本件取引に対する態度は、環状取引であることを知らない者の態度としては極めて不自然である」とし、「Yが環状取引であったことを知っており、更に、商品の受渡しを省略して伝票の授受のみで行うことを少なくとも、黙示的に承諾していたものと推認できる。……本件売買契約が成立している以上、その引渡無いことを理由として売買契約を解除することは出来ず、また商品の現実の引渡が予定されていない以上、商品の存在は契約の要素であるといえないから、本件契約が錯誤により無効であるとは言えない」とした。

(7) 同様に、取引の目的に当初売主への資金繰りや買主の目的に転売差益があったことなどを認定して、目的物引渡しないうことを理由に同時履行の抗弁を主張するのは信義則違反とする判決に⑩判決も挙げられる。⑩判決は目的物不存在を理由とする原始的不能の主張のほか、以上のような主張が中間買主からなされていた。

また、引渡有りととの認定をしている前記判例のなかにも、仮に「引渡」がなかったとしても、環状取引の実質的目的「融資」を尊重し信義則違反を用いて、買主の契約解除等を排斥したものがある(②判決や④判決)

(8) 実際に引渡すことはありえないとしても売買という法形式をとる以上は、売主には買主に対して引渡義務がある、という趣旨の判断であろう。

(9) オーダー整理とは、円環を形成した各社間で商品の引渡しは一切無用とした上で、代金の決済については、商品が最終売主から中間の業者を通じて最終買主まで順次売引渡された場合と同様に、すなわち、各社間で売買され、目的物の引渡しがされたものと擬制して、これを行うという処理のことを指す。

(10) その他、前記判例②③④⑤は目的物不存在による契約有効性についての判断がされているので、事例として挙げられよう。

(11) 松永美由紀「いわゆる介入取引の法的アプローチに関する一考察」企業法学 Vol. 4 (商事法務 一九九五) 一四三頁
 (12) 森井英雄「商社における介入取引の分析」NBL四二号二〇頁(一九七三)

基本取引	介入目的	介入取引
売買・請負	売買・請負	売買・請負
売買・請負	金融	金融
金融	金融	金融

(13) 柏木昇「介入取引の法的性質」別冊ジュリスト・商法(総則・商行為)判例百選「第三版」二〇二頁以下(一九九四)
 「当事者が売買という法形式を明示的に選択した以上、特段の、法律的理由がない限りその選択の合意を尊重すべきで、裁判所が後見的にその法律構成を変更すべきではない」との理由から裁判所の態度に肯定的である。

(14) 野口恵三「判例に学ぶ No 90」NBL一八五号五〇頁(一九七九)

(15) 松永・前掲(11)論文

(16) 三浦雅生「つけ売買に関する裁判例の分析」NBL三〇〇号五八頁(一九八四)

つけ売買では商品の引渡しにまったく関与しない金融的役割を負うに過ぎないというのが当事者の意思であると解し、目的物の引渡しのないことを理由とする代金支払い拒絶」の抗弁は常に権利濫用として排斥されるとし、つまり、当事者の契約内容として中間介入者の介入目的をとらえた解釈が原則であるので、信義則違反を持ち出すまでもないとする。

(17) 高窪利一「環状的に振出され不渡りとなった三通の約束手形のうちの一通について銀行が所持人に支払った預託金の返還を求めた反訴請求を棄却され控訴も棄却された事例(判例評釈)」金融・商事判例一〇八四号五〇頁(二〇〇〇)

(18) 松永・前掲(11)論文

(19) 武川・前掲(1)判例評釈

- (20) 高窪・前掲(17)判例評釈
 - (21) 介入取引の介入者の介入の態様につき考察したものとして、森井・前掲(12)論文参照
 - (22) 例えば、前記判例⑤⑦⑩⑪は石油製品等の業者間取引事例であり、多数の中間業者が介入する。
 - (23) 武川・前掲(1)判例批評は、本件原判決の結論は妥当な利益判断としつつも、循環取引に一律に妥当するかについてはなお慎重な考慮を要すとして、当事者が選択した法形式の意義を過度に等閑視することは適切ではないとする。
 - (24) 我妻栄 新訂民法総則(民法講義I)(岩波書店 一九五八)二五〇頁
 - (25) 注意義務行使の具体的提案については、一覆面座談会・これがへつけ売買・介入取引の実態だ(上・中・下)NB
I三〇〇号五二頁・三〇一号一九頁・三〇三号四〇頁(一九八四)に詳しく述べられている。特に三〇三号四〇頁以下
- 参照

〔追記〕

この判例研究は、二〇〇二年四月二〇日に行われた学内の判例研究会において報告し、本田純一教授、滝沢聿代教授および出席された院生の方々からご批評、ご教示を受けたものである。

(くりばら・ゆきこ)日本学大学院法学研究科博士後期課程(三年)

.....

.....